

行田市公共施設自動販売機設置事業者募集に係る質問及び回答

行田市が実施する「行田市公共施設自動販売機設置事業者募集要領」による一般競争入札において、質問期間中にあった質問に対し、以下のとおり回答いたします。

| No. | 質問事項 | 回答 |
|-----|--|--|
| 1 | 物件番号③の行田市役所本庁舎 貸付場所 建物内（1階中庭南）は新設のため写真なしと記載がありますが、令和4年度、5年度の販売数量実績が記載されております。令和6年度～7年度が設置されていない理由を教えてください。 | 当該場所には令和2年3月17日より、東京オリンピック・パラリンピックの機運醸成及び市民サービス向上を図ることを目的として、自動販売機設置事業者と包括連携に関する協定を締結し、協定期間である令和7年3月16日まで自動販売機を設置していたものです。協定期間終了に伴い、自動販売機は設置しておりませんが再度設置する方針とし、新設として扱うこととしました。なお、仕様書には、各設置場所の販売数量実績を提示していますが、物件番号③の数値については、年間実績が確定している令和5年度までの実績を記載しました。 |
| 2 | 全物件において、既存メーカーが撤退となった場合、新たに電気工事が必要になるのか。その場合の費用負担があるのか。 | 自動販売機の設置位置にはコンセントが設置してあり、既存の自動販売機が撤去された場合でも、既設コンセントは使用可能です。なお、既設コンセントでは対応が困難な機器を設置する場合やコンセントの増設が必要な場合など、工事が必要な場合については自動販売機設置者負担となります。なお、電気使用量の算出のために必要な子メータの設置に係る費用は、すべての箇所が自動販売機設置者の負担となります。仕様書 P.4～ P.5 に記載の「①電気代」及び「②自動販売機の設置にかかる費用」も併せてご確認ください。 |

